

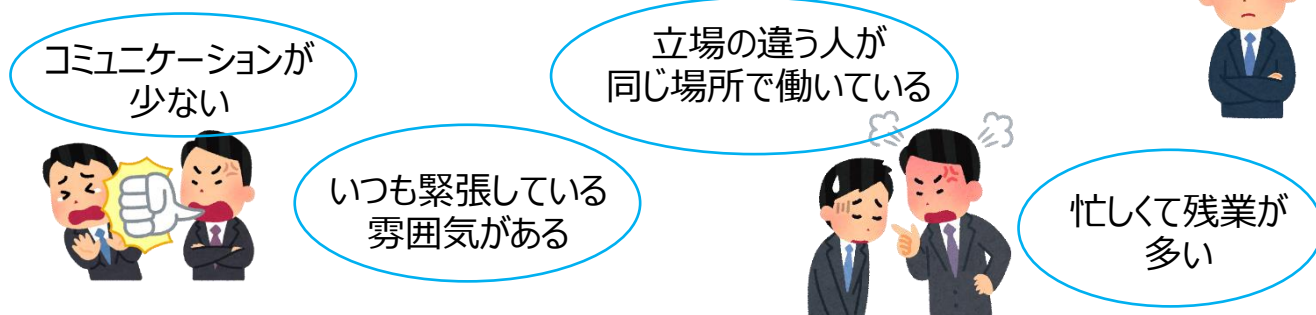
管理者・総務担当者向け ハラスメント研修

令和3年5月18日(火)

13時30分～16時30分 (定員20名)

令和2年6月から、パワーハラスメントを防止するための措置が事業主の義務になりました。(中小企業は令和4年3月まで猶予措置)

貴社の職場は ハラスメントが起きやすい環境になっていませんか。



パワーハラスメントを防止するためのポイントは

- 事前の予防措置
- 早期発見
- 再発防止対策

パワーハラスメントについての正しい知識を習得し、パワハラと適切な指導の違いを理解するための研修は、事前の予防措置として大変有効です。

研修内容

- 1 パワハラとは何か
- 2 パワハラ対策強化に関する法改正の内容
- 3 パワハラ防止のために何をしなければならないか
- 4 パワハラをしない、させないために大切なこと
- 5 職場の中に信頼関係を築くコミュニケーションとは

費用(税別)

10,000円

Kの会会員様

9,000円

お申し込み方法については裏面をご覧ください。

● 講師

吉井 元子

伏屋社会保険事務所
コンサルティング部
特定社会保険労務士

コンサルタントとしても経験豊富な、労務管理・人材育成のプロフェッショナル



安心のシステム

- ◆急用でお休みされる場合は、テキストや資料等をお送りします。
- ◆出席予定者の変更も可能です。1週間前までにご連絡ください。

●お申し込み

受講される方の氏名、生年月日等を下記に記入の上、実施日の1週間前までにFAX頂きますようお願い致します。

開催日1週間前までに詳しい案内を送付いたしますので、案内が届かない場合はお問い合わせください。

最少催行人数4名

お申し込みが4名に達しない場合は研修が中止となる可能性がございます。



●お支払い

研修終了後に、請求書を送らせていただきますのでお振込みをお願いします。

●お問い合わせ先

(株)中部人材育成センター／伏屋社会保険労務士事務所 コンサルティング部 担当 坂下

〒500-8285 岐阜市南鶉4-47

TEL : 058-272-3872

FAX : 058-276-2027

E-mail : advice@fuseya.co.jp

コロナウイルス感染防止対策を実施しています。ご協力をお願いします。感染拡大状況によっては変更になる場合もございますのでご了承ください。



令和3年5月18日(火) ハラスメント研修申込書 会社名

氏名	フリガナ	生年月日	性別	勤続	役職

連絡先 担当者 部署・氏名

電話番号()